クレジットカード番号等の適切な管理に係る自主規制規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則(以下「基本規則」という。)は、当協会の会員であるクレジットカード番号等取扱業者(クレジットカード等購入あっせん関係販売業者 及びクレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者(以下「加盟店」という。)を除く。以下「会員」という。)がクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じることにより、クレジットカード取引の安全性を確保し、利用者等の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 基本規則における用語は、特段の定めがある場合を除くほか、割賦販売法(以下「法」という。)の定めるところによることとする。

第2章 クレジットカード番号等の適切な管理

(クレジットカード番号等の管理に係る措置)

- 第3条 会員は、クレジットカード番号等(以下「カード番号等」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード番号等の適切な管理のために、 以下に定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 通常想定されるカード番号等の漏洩、滅失又は毀損その他のカード番号等の適切な管理に係る事故(以下「漏えい等の事故」という。)の発生を防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
 - (2) 会員において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該会員は次の措置をとること。
 - イ 直ちに当該事故の状況を把握し、当該事故の拡大を防止すること。
 - ロ 当該事故の状況に応じて速やかにその原因を究明するための調査(当該事故に係るカード番号等の特定を含む。)を行うこと。
 - (3) 会員若しくは加盟店又はこれらの委託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該事故に係るカード番号等を利用者又は購入者等(以下「利用者等」という。)に付与した会員は、当該利用者等以外の者がカード番号等を通知して不正利用することを防止するために必要な措置を講ずること。
 - (4) 会員において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該会員は類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずること。
 - (5) カード番号等をクレジットカード等購入あっせんに係る取引の健全な発展を阻害し、又は利用者等の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないこと。

(委託先に対する監督)

- 第4条 会員は、カード番号等の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、適切なカード番号等の管理が図られるよう、クレジットカード番号等取扱受託 業者(以下「委託先」という。)に対する必要な指導その他の措置を講じなければならない。
- 2 会員は、次の各号に定める基準により、前項の措置を行わなければならない。
 - (1) 会員があらかじめ講ずる措置
 - イ 漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときに、委託先に対し以下に掲げる措置を講じさせるために必要な措置
 - (イ) 直ちに事故の状況を把握し、当該会員に連絡するとともに事故の拡大を防止すること。
 - (ロ) 事故の原因を究明するための必要な調査を行い、当該調査結果を会員に通知すること。
 - (ハ) 類似の事故の再発防止のための措置
 - ロ 委託先に対しその他のカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じさせるために必要な措置
 - (2) 会員による指導等
 - イ 漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、前号イ(イ)から(ハ)までに定める事項の実施について指導すること。
 - ロ その他のカード番号等の適切な管理のために必要な措置の実施について指導その他の措置を講じること。

第3章 補則

(漏えい等の事故の行政等への報告)

第5条 会員は、会員において漏えい等の事故が発生したときは、迅速かつ適切な事故対応を図るため、行政又は日本クレジット協会に対して、当該漏えい等の事故の状況を報告することとする。

(連絡受付体制の整備)

第6条 会員は、前条の報告を迅速かつ円滑に行うために、行政及び日本クレジット協会への報告体制を整備することとする。

(細則の制定)

- 第7条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、細則を定めることができる。
- 2 細則の改廃は、細則の定めるところにより行う。

(改廃)

第8条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1. 本規則は、平成30年6月1日から施行する。
- 2. 本規則は、平成30年11月30日から改正施行する。
- 3. 本規則は、令和3年4月1日から改正施行する。